



消費税率の引上げに際し、所得の低い方や
子育て世帯の負担軽減のため給付します

2つの給付金。

— 受付期間：6月1日から9月1日 —

- 平成26年1月1日時点で住民票がせたな町にある方が対象です。
- 受け取ることができるのは、「どちらか1つ」の給付金です。

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

ただし、・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
・生活保護の受給者である場合 など は除きます。

● 支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。



子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表1の限度額未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
・生活保護の受給者となっている児童 など は除きます。



● 支給額

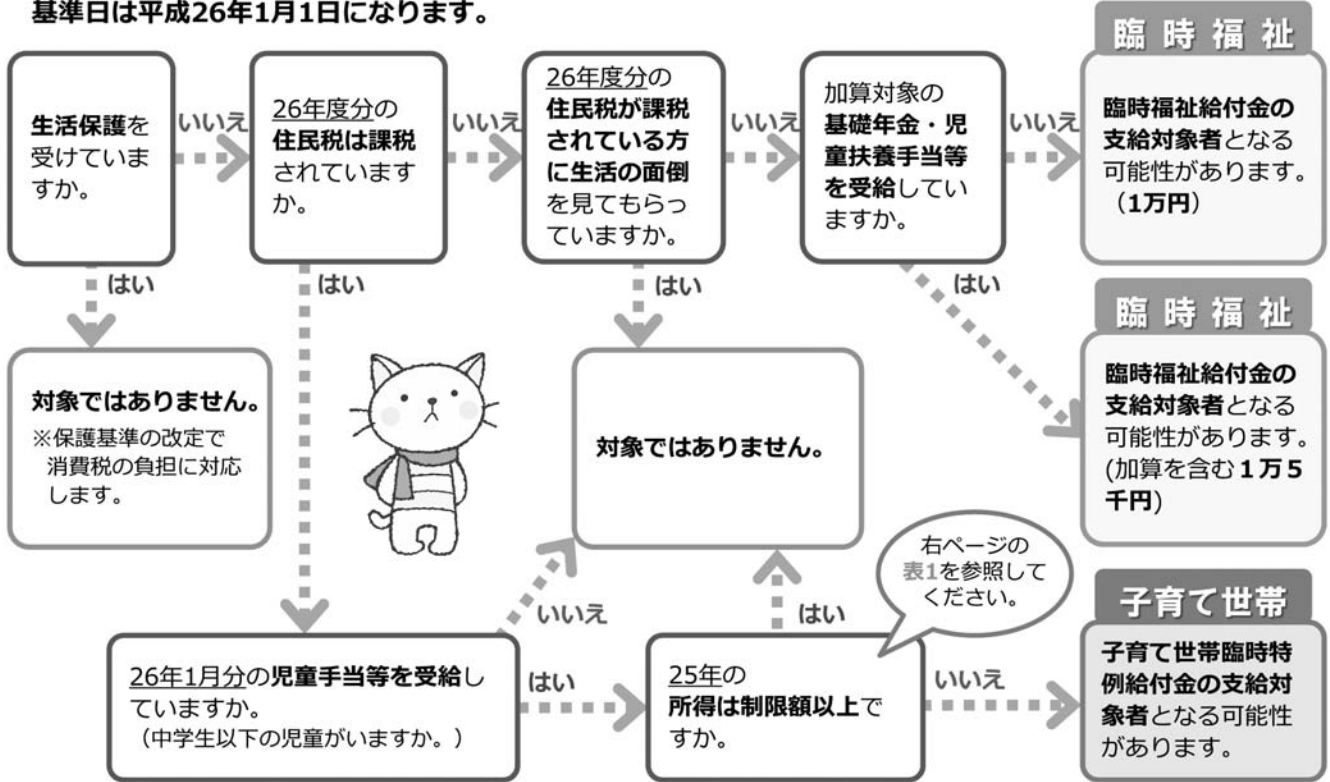
対象児童1人につき **10,000円**

表1【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



申請方法



臨時福祉給付金の申請をされる方は、申請書（広報せたな6月号と同時にチラシで配布しています）に必要事項を記入し、次の方法により提出してください。

子育て世帯臨時特例給付金の申請を受けようとする方の申請書は、個別に児童手当現況届と一緒に送付します。（公務員を除く）

申請	窓口申請	申請者が申請書を下記窓口に提出する。	※いずれも振込先口座の金融機関、口座番号、口座名義人のわかる通帳等の写しを添付してください。 ※申請の際は本人が確認できる証明書を提示してください。
	郵送申請	申請者が郵送により、申請書を下記窓口に提出する。	
	代理申請	申請者の属する世帯の世帯構成員、法定代理人、民生委員など。	
給付方法	給付金の受け取りは原則口座振込みとなります。		
申請受付及び期間	平成26年6月1日から平成26年9月1日まで ※受付は平日（8:30～17:15）のみで土曜日、日曜日、祝日は除きます。		
支給時期など	申請受付後、課税状況などの審査を行ったうえで支給の可否を決定し、決定通知を送付します。申請書に記載された指定口座へ7月から入金されます。		

◎平成26年1月1日時点、他の市町村にお住まいだった方は、そちらへご確認ください。

お問い合わせ先

臨時福祉給付金	役場本庁	町民児童課地域生活係	☎0137-84-5111 (内1134)
	瀬棚総合支所	地域町民課環境生活係	☎0137-87-3311 (内3111)
	大成総合支所	地域町民課環境生活係	☎01398-4-5511 (内2115)
子育て世帯臨時特例給付金	役場本庁	町民児童課児童福祉係	☎0137-84-5111 (内1133)
	瀬棚総合支所	地域町民課福祉係	☎0137-87-3311 (内3144)
	大成総合支所	地域町民課住民係	☎01398-4-5511 (内2118)



後期高齢者医療制度 のお知らせ

◎ 7月に保険料額をお知らせします

平成26年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

【保険料の計算方法】

均等割		所得割				1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
51,472円 (1人あたりの額)	+	平成25年中の所得 －33万円 (本人の所得に応じた額)	× 10.52%	=		

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

Check! ▶ 年間保険料の額

◎ 単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成26年度	前年度比
80万円	9割	—	5,100円	400円↑
153万円	8.5割	—	7,700円	600円↑
168万円	8.5割	5割	15,600円	500円↑
192.5万円	5割	5割	46,500円	12,600円↓
203万円	2割	5割	67,400円	2,800円↑
211万円	2割	5割	71,600円	6,800円↓
213万円	2割	—	104,200円	7,100円↓
214万円	—	—	115,600円	3,200円↑

◎ 夫婦2人世帯（共に被保険者）で 妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成26年度	前年度比
80万円	夫妻	9割	—	5,100円	400円↑
	—		—	5,100円	400円↑
153万円	夫妻	8.5割	—	7,700円	600円↑
	—		—	7,700円	600円↑
168万円	夫妻	8.5割	5割	15,600円	500円↑
	—		—	7,700円	600円↑
211万円	夫妻	5割	5割	56,200円	12,700円↓
	—		—	25,700円	12,400円↓
217万円	夫妻	5割	—	93,000円	13,000円↓
	—		—	25,700円	12,400円↓
238万円	夫妻	2割	—	130,500円	2,200円↑
	—		—	41,100円	3,000円↑
258万円	夫妻	2割	—	151,600円	7,500円↓
	—		—	41,100円	6,600円↓
259万円	夫妻	—	—	162,900円	2,800円↑
	—		—	51,400円	3,700円↑

Check! ▶ 保険料の減免についてご相談ください

保険料のお支払いが困難な場合は、役場本庁の「国保医療係」または各総合支所の「住民係」へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、そのほか特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

Check!

保険料のお支払い方法について

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望の方は

- 役場本庁「国保医療係」
 - 各総合支所「住民係」
- までお申し出ください。
手続きについて説明します。



●「年金からのお支払い」から「口座振替」への切り替えには、2～3カ月程度お時間が必要となります。

●「年金からのお支払い」については手続きが必要ありません。ただし、次のいずれかに該当する方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いください。

→年金額が18万円未満の方
(介護保険料が年金から引かれていない方)

→介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、
介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

※この制度に加入してからおよそ半年間は「年金からのお支払い」ができませんので、「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

●税の申告で「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除となります)

◎ジェネリック医薬品の利用について

ジェネリック医薬品の 処方希望される方は

医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は役場本庁の「国保医療係」または各総合支所の「住民係」へお問い合わせください。

●医療機関で処方される薬には、

- 新薬（先発医薬品）と
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。



効き目・安全性

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・性能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※希望の際は必ず主治医や薬剤師に相談しましょう。

価格

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、なかには5割以上安くなるものもあります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

☎011-290-5601

役場本庁 町民児童課国保医療係
☎0137-84-5111

瀬棚総合支所 地域町民課住民係
☎0137-87-3311

大成総合支所 地域町民課住民係
☎01398-4-5511